

浜建第125号
平成21年10月5日

指定確認検査機関 様

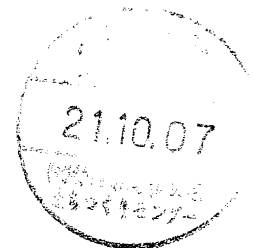
浜松市長 鈴木 康友

平成20年浜松市告示第331号（特定工程及び特定工程後の工程の指定）
の一部改正について

このことについて、下記とおり一部改正を行いましたのでよろしく申し上げます。

記

- 1 告示名称 平成20年浜松市告示第331号（特定工程及び特定工程後の工程の指定）
- 2 改正理由 一部の指定確認検査機関において本告示の解釈に誤りがあったため表現を分かりやすいものとした（取扱いそのものの変更はありません）
- 3 改正内容 添付資料のとおり
- 4 告示日 平成21年9月18日
- 5 施行日 平成21年11月1日



浜松市建築住宅部建築行政課
建築総務グループ
TEL 053-457-2471
FAX 053-472-9014

浜松市告示第455号

平成20年浜松市告示第331号（特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。

平成21年9月18日

浜松市長 鈴木 康 友

本則の3中「建築物とする」を「建築物（附属建築物を除く。以下同じ。）とする」に改める。

本則の4中「附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、それぞれ初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工区の工程」を「建築物が2以上ある場合はそれぞれの建築物に係るもの、1の建築物の工区を分けた場合はそれぞれの工区」に改める。

本則の5（3）中「住宅の品質確保の促進に関する法律」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改める。

改正前	改正後	備考
<p>3 中間検査を行う建築物の用途及び規模 次の各号のいずれかに該当する建築物とする。</p> <p>(1) 階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物。 ただし、倉庫、工場及び自動車車庫の用途に供するものを除く。</p> <p>(2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。）。ただし、増築の場合にあっては、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるものに限る。</p> <p>4 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程 次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、<u>附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、それぞれ始めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。</u></p> <p>5 適用除外 中間検査を行う建築物の用途及び規模の規定にかかわらず、次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。ただし、法第7条の3第1項第1号に掲げる建築物を除く。</p> <p>(1) 法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物</p> <p>(2) 法第68条の10第1項の認定を受け、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等製造者により製造又は新築された建築物</p> <p>(3) <u>住宅の品質確保の促進に関する法律</u>（平成11年法律第81号）第5条第1項の住宅性能評価書（同法第6条第3項の建設住宅性能評価書に限る。）の交付を受ける建築物</p>	<p>3 中間検査を行う建築物の用途及び規模 次の各号のいずれかに該当する<u>建築物(附属建築物を除く。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>(1) 階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物。 ただし、倉庫、工場及び自動車車庫の用途に供するものを除く。</p> <p>(2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。）。ただし、増築の場合にあっては、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるものに限る。</p> <p>4 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程 次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、<u>建築物が2以上ある場合はそれぞれの建築物に係るもの、1の建築物の工区を分けた場合はそれぞれの工区に係るものとする。</u></p> <p>5 適用除外 中間検査を行う建築物の用途及び規模の規定にかかわらず、次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。ただし、法第7条の3第1項第1号に掲げる建築物を除く。</p> <p>(1) 法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物</p> <p>(2) 法第68条の10第1項の認定を受け、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等製造者により製造又は新築された建築物</p> <p>(3) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律</u>（平成11年法律第81号）第5条第1項の住宅性能評価書（同法第6条第3項の建設住宅性能評価書に限る。）の交付を受ける建築物</p>	

○平成21年11月1日一部改正後

浜松市告示第331号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき次のとおり告示し、平成20年10月1日から施行し、平成18年浜松市告示第81号（特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成20年9月30日限り廃止する。

なお、この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用し、施行日前に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物については、なお従前の例による。

平成20年8月11日

浜松市長 鈴木康友

- 1 中間検査を行う区域
浜松市全域
- 2 中間検査を行う期間
平成20年10月1日から平成25年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の用途及び規模
次の各号のいずれかに該当する建築物（附属建築物を除く。以下同じ。）とする。
 (1) 階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物。ただし、倉庫、工場及び自動車車庫の用途に供するものを除く。
 (2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。）。ただし、増築の場合にあっては、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるものに限る。
- 4 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合はそれぞれの建築物に係るもの、1の建築物の工区を分けた場合はそれぞれの工区に係るものとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	階数が1の場合は、はり及び屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	階数が1の場合は屋根版の取付工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分について2階の床版の取付工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	特定工程の配筋を覆うコンクリート打ち込み工事	特定工程の屋根版若しくは床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事

(注) 主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積のうちその面積が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用

する。

5 適用除外

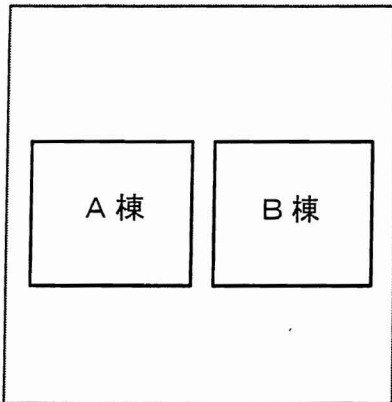
中間検査を行う建築物の用途及び規模の規定にかかわらず、次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。ただし、法第7条の3第1項第1号に掲げる建築物を除く。

- (1) 法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の10第1項の認定を受け、法第68条の11第1項の認証を受けた型式部材等製造者により製造又は新築された建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の住宅性能評価書（同法第6条第3項の建設住宅性能評価書に限る。）の交付を受ける建築物

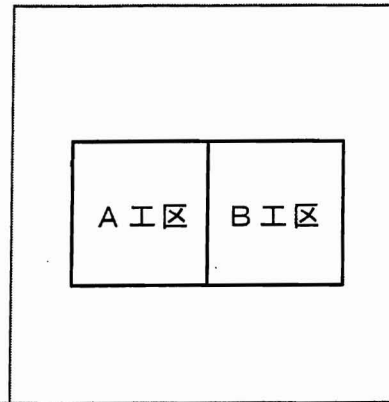
中間検査の取扱い

正

(建築物が2棟ある場合)



(工区を2に分けた場合)



公道



A棟、B棟とも中間検査を行う

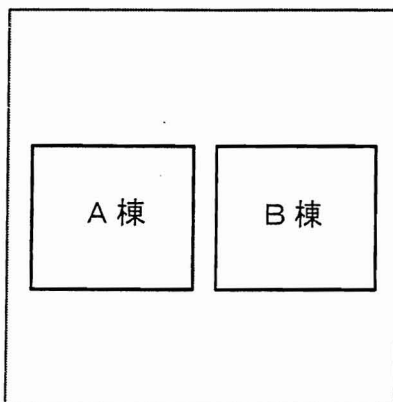


A工区、B工区とも中間検査を行う

誤

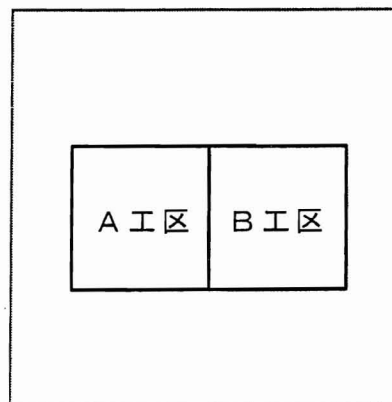
(建築物が2棟ある場合)

A棟を先に施工



(工区を2に分けた場合)

A工区を先に施工



公道



A棟のみ中間検査を行う



A工区のみ中間検査を行う